



議案第四十九号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十九年四月十七日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十九年四月十七日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

- 一 財産の内容 土地
- 二 所在地 三朝町大字本泉字久田ヶ坪七三一の一番地外
- 三 取得予定面積 一万六千八百二十拾三平方メートル
- 四 取得予定価格 七千六拾三万三千円
- 五 相手方 三朝町大字本泉二一五番地
山崎 暁 英 外十八名
- 六 取得の目的 総合運動場（テニスコート）用地